

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 文化課

不利益処分の内容	星野遺跡地層たんけん館入館の制限	
根拠法令等及び条項	星野遺跡地層たんけん館条例第4条	
処分基準	根拠条項	星野遺跡地層たんけん館条例第4条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 入館の制限（星野遺跡地層たんけん館条例第4条）</p> <p>栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合はたんけん館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 展示品、保管物、施設及び設備を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 風紀を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、たんけん館の管理上支障があると認められるとき。</p>	